

兵庫県国際交流員（C I R）派遣実施要綱

兵庫県国際交流課

1 派遣の目的

地域の国際交流を推進するため、また、兵庫県の友好・姉妹提携州・省・県への県民の理解を深めるため、地域団体等の依頼に応じて国際交流員を派遣する。

2 派遣先団体

派遣先が以下のいずれかの団体である場合に派遣を認める。

- (1) 県機関（県教育委員会、県と密接な関連のある団体等を含む）
- (2) 市町、又は市町が参画する実行委員会等
- (3) 県内教育機関（小・中・高等学校、専修学校、短期大学、大学等）
- (4) 公民館等の文化・社会教育機関
- (5) 非営利の県内国際交流団体、県内外国人県民支援団体等、国際交流課長が特に認める団体

3 派遣要件

以下の全てに該当する場合に派遣を認める。

- (1) 県民の国際交流・地域国際化の啓発・推進に寄与すると認められるもの
- (2) 特定の個人等のみを対象としないもの
- (3) 政治活動・宗教活動、及び反社会的活動などに関わりがないと認められるもの
- (4) 宣伝・営利を目的としないもの
- (5) 物品・教材などの広報・販売・勧誘につながらないと認められるもの

なお、以上の全ての要件を満たす場合であっても、特に国際交流課長が適当でないと認める場合には、派遣を行わない場合がある。

4 派遣内容

以下のいずれかの内容に該当する場合に派遣を認める。

- (1) 国際交流員の出身国の文化・社会等に関するPR
- (2) 国際交流員が使用する言語についての講義等
- (3) 国際交流員の多文化共生体験についての講義等
- (4) 外国人県民支援のための活動
- (5) 国際交流イベント
- (6) その他、国際交流課長が特に認める内容

ただし、行事等の通訳・翻訳にかかる内容は、派遣を認めない。

5 派遣申請

派遣にかかる申請手続きは以下のとおりとする。

- (1) 派遣希望団体は依頼概要について、国際交流課担当に電話、若しくはメールで依頼する。
- (2) 国際交流課担当は依頼概要について派遣希望団体に確認。派遣要件を満たすか確認する。
- (3) 派遣要件を満たす場合、派遣希望団体は、派遣申請書（別紙）を国際交流課に提出する。

6 派遣にかかる経費

派遣にかかる経費については、以下のとおりとする。

- (1) 旅費
派遣申込団体が、派遣者の旅費（派遣申込団体の規定若しくは実費）を負担する。
- (2) 謝金
謝金については、国際交流員は業務の一環として派遣するため、発生しない。
- (3) その他経費
派遣先における活動内容に係る経費については、派遣申込団体が負担する。